

令和9年度
特定教育・保育施設
利用申込案内
(保育所・幼稚園等)

入所の申込の際は、次のものを必ず持参ください。

- ① 申請書類
- ② 世帯全員のマイナンバーカード（個人番号通知カード）
- ③ 窓口に来る人の本人確認書類
（運転免許証など公的機関発行の顔写真付き証明書）



《問い合わせ先》

香南市教育委員会こども課 幼保支援係

〒781-5292 香南市野市町西野2706

☎：0887-50-3021

この案内は、特定教育・保育施設の利用申込に関する手続きや必要な書類などについて記載したものです。
必ず内容を確認し、必要に応じて施設へ見学や問い合わせをして、ご納得のうえ、お申込みください。

1. 入所申し込みスケジュール	P 1
2. 教育・保育給付認定	P 2
3. 施設紹介	P 4
4. 香南市内の特定教育・保育施設位置図	P 10
5. 市内施設一覧	P 11
6. アレルギー対応	P 14
7. 特別支援保育	P 16
8. 入所決定までの流れ	P 18
9. 入所申し込み（香南市立の幼稚園・認定こども園（1号））	P 20
10. 香南市立の幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育	P 20
11. 入所申し込み（ 公立保育所・認定こども園(2・3号) 私立認定こども園(2・3号)・地域型保育施設 ）	P 22
12. 入所申し込み（私立の幼稚園・認定こども園（1号））	P 24
13. 香南市外の施設の利用申し込み（広域入所）	P 25
14. 保育料	P 26
15. 保育料の軽減制度	P 28
16. 施設等利用給付認定	P 30
17. 子育て支援	P 31
18. 関連資料（QRコード）	P 32

学齢確認表

保育の学齢は、お子さんの生年月日により、下の表のとおり区分されます。
※0歳児は施設により受入月齢が異なりますので、P11～13の各施設の「受入月齢」をご確認ください。

学 齢	生 年 月 日
0歳児	令和 8年（2026年）4月2日 ～ ※
1歳児	令和 7年（2025年）4月2日 ～ 令和8年（2026年）4月1日
2歳児	令和 6年（2024年）4月2日 ～ 令和7年（2025年）4月1日
3歳児（年少児）	令和 5年（2023年）4月2日 ～ 令和6年（2024年）4月1日
4歳児（年中児）	令和 4年（2022年）4月2日 ～ 令和5年（2023年）4月1日
5歳児（年長児）	令和 3年（2021年）4月2日 ～ 令和4年（2022年）4月1日

1. 入所申し込みスケジュール

4月入所申込み

一次募集

二次募集
※予約不要

受付期間： 令和8年 **11** 月 **2** 日(月)～令和8年 **11** 月 **13** 日(金)
(9時00分～17時00分 ※土曜日・日曜日・祝日を除く)

[夜間受付] 令和8年11月5日(木)・令和8年11月11日(水)
(17時30分～20時00分 ※最終の受付枠は19時30分から)

申請予約： 予約制です。右記QRコードより予約をお願いします。

※ひと枠30分です。
スムーズに受付が行えるよう、ご自宅で事前に記入いただく等ご協力をお願いします。

※予約優先となり、予約をされていない方は待ち時間が長くなる可能性があります。
ただし、夜間受付については予約されている方のみ受付を行います。
夜間受付を希望される方は必ず予約をお願いします。

※予約状況によっては、ご希望の時間帯に予約が取れない場合があります。

※都合が悪くなった場合は、早めに予約の取り下げをしてください。

受付場所： こども課(本庁舎6階) ※夜間受付のみ本庁舎1階相談室

結果通知： 令和8年12月末頃(文書で通知)

注意 受付期間を過ぎての申し込みは二次募集の扱いとなります。
二次募集は一次募集の結果、定員に満たなかった施設のみの募集となります。



受付期間： 令和8年 **11** 月 **16** 日(月)～令和9年 **2** 月 **26** 日(金)
(8時30分～17時15分 ※土曜日・日曜日・祝日を除く)

受付場所： こども課(本庁舎6階)

結果通知： 令和9年3月中旬(文書で通知)

受付期間： **入所希望月の前々月の末日まで** ※土曜日・日曜日・祝日を除く

入所希望月	申込期限	入所希望月	申込期限
5月入所	令和9年3月31日(水)	11月入所	令和9年9月30日(木)
6月入所	令和9年4月30日(金)	12月入所	令和9年10月29日(金)
7月入所	令和9年5月31日(月)	1月入所	令和9年11月30日(火)
8月入所	令和9年6月30日(水)	2月入所	令和9年12月28日(火)
9月入所	令和9年7月30日(金)	3月入所	令和10年1月31日(月)
10月入所	令和9年8月31日(火)		

5月～3月入所の保育施設の空き状況は市のホームページに掲載しています。

受付場所： こども課(本庁舎6階)

結果通知： 入所希望月の前月10日頃(文書で通知)

市のホームページはこちら



育児休業明けで保育施設への入所を申し込む方で、
職場復帰が各月の14日までの場合は前月の入所の申込み
が可能です。

例 6/14までに復職 ⇒ 5月入所が可能
(3月末までに申込みが必要)



2. 教育・保育給付認定

教育・保育施設を利用するためには、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。
教育・保育給付認定とは、教育・保育施設などを利用する際に、教育・保育の必要性を確認するために行う手続きで、お子さんの年齢と保育の必要性に応じて3つの認定区分があり、認定区分に応じて利用できる施設や時間、保育料が決定します。

1. 認定区分

認定区分	教育時間 保育時間	年齢区分・要件	利用できる施設	保育の 必要性
1号認定 (教育認定)	教育標準時間	満3歳以上 小学校就学前	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）	不要
2号認定 (保育認定)	保育標準時間	満3歳以上 3歳の誕生日の前日から 小学校就学前まで	保育所 認定こども園（保育所機能） 幼稚園 （預かり保育を活用し利用可能）	必要
	保育短時間			
3号認定 (保育認定)	保育標準時間	満3歳未満 0歳から3歳の誕生日の 前々日まで	保育所 認定こども園（保育所機能） 地域型保育施設	
	保育短時間			

※3号認定のお子さんは満3歳の誕生日の前日に自動的に2号認定となりますが、保育料は変更になりません。

◎教育・保育施設の種類

施設の種類		利用学齢	内容
保育所		0 ～ 5歳児	保護者の就労や病気などで保育を必要とするお子さんに保育を行う施設。
認定こども園		0 ～ 5歳児	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた施設。
地域型 保育施設	小規模保育施設	0 ～ 2歳児	保護者の就労や病気などで保育を必要とするお子さんに保育を行う、定員19名までの比較的小規模な施設。
	事業所内保育施設	0 ～ 2歳児	事業所が配置する保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんの保育を一緒に行う施設。
幼稚園		3 ～ 5歳児	義務教育やその後の教育の基礎を培うための幼児教育を行う施設。

※施設により受入月齢が異なりますので、P11～13の各施設の「受入月齢」をご確認ください。

早朝保育・延長保育を利用できる時間帯は
お父さん・お母さんの保育を必要とする理由（就労や妊娠・出産など）や就労の時間帯によって、各施設で行う面談等で決定します。

公立保育所に入所し、標準時間（7：30～18：45）で認定された場合でも
全ての子どもさんが7：30～18：45まで利用できるとは限りません。



2. 保育を必要とする事由と認定の有効期間

保育施設を利用するために必要な「保育認定（2号認定・3号認定）」を受けるためには、保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当し、家庭での保育が困難であることが必要です。

また、保育を必要とする事由ごとに、認定の有効期間が決まっており、保育施設はその有効期間内のみ利用することができます。

有効期間は、保育を必要とする事由の変更申請により変更（延長）することができます。

※認定された保育必要量にかかわらず、実際に利用できる時間は、それぞれの保護者の実態に応じて施設長が保育を必要として認めた時間の利用となります。

No.	保育を必要とする事由		保育必要量	認定の有効期間
1	就労	月48時間以上の就労で短時間認定の送迎が可能	短時間	小学校就学前まで （有期雇用の場合は就労している期間に限り認定となります。） 注意 短時間認定での送迎の可否は就労証明書の内容を基に判断します。
		月48時間以上の就労で保護者の勤務時間帯により短時間認定の送迎が不可能	標準時間	
2	妊娠 出産	産前産後2か月間	標準時間	出産予定日の8週間前の月の初日から、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日
		産前産後3～6か月 （既に入所している児童のみ）	短時間	・ 出産予定日の6か月前の月の初日から、予定日の3か月前の月の末日 ・ 産後3か月目の月の初日から、産後6か月を経過する日が属する月の末日 注意 妊娠・出産（産前産後3～6か月）の期間中に2号または3号認定で保育施設に新規入所させることはできません。
3	疾病・障害		短時間 または 標準時間	小学校就学前まで （診断書の治療期間の終了日が属する月の末日まで）
4	介護・看護		短時間 または 標準時間	小学校就学前まで
5	災害復旧		標準時間	小学校就学前まで
6	求職活動		短時間	90日を経過する日が属する月の末日 （申請により1回に限りさらに90日延長可）
7	就学・職業訓練		短時間 または 標準時間	卒業を予定する月の末日まで
8	育児休業 （既に入所している児童のみ）		短時間	育児休業期間が終了する日の前月末又は当月の末日 注意 ・ 最長利用可能期間は育休を取得している対象児が満1歳になる日の属する年度末までです。 ・ 育児休業の期間中に2号または3号認定で保育施設に新規入所させることはできません。
9	その他		短時間 または 標準時間	市長が認める期間

✳ 標準時間で認定を受けている場合でも、祖父母がお迎えに行けるなどにより、保護者の方が短時間認定を希望される場合は、短時間認定をすることが可能です。

3. 施設紹介

地域型保育施設

香南市には地域型保育施設が5つあります。0歳児から2歳児までのこども達が通うことのできる施設です。

特定地域型小規模園

えみの保育園



下村託児所

- ・小規模保育の利点を十分に活かして、保育士によるお子さんひとりひとりへのきめ細かい保育が特徴です。
- ・栄養士の考えたバランスの良い食事を提供しており、毎月食育だよりも発行しています。
- ・保護者の方との対話も重視して園とご家庭の連携を深めていくようにしています。



なにができるかな？

随時見学
できます



NICHII KIDS

香南のいち保育園

～ ニチイキッズ香南のいち保育園の特色 ～

- ・環境豊かな自然の中にある小規模保育園です。
- ・夏祭りや親子ふれあい会、クリスマス会や発表会もあり、子どもたちは楽しみながら行事に参加しています。
- ・広い園庭もあり、アンパンマンのすべり台が大人気です。
- ・毎月2回、講師の先生による英語レッスンがあります。
- ・【コット】という簡易ベッドを1歳児さんから使用していますので、お布団セットはいりません。
- ・栄養士が常駐しており、離乳食や食事に関しての悩み相談もできます。

〒781-5213
香南市野市町東野1011-1
☎0887-57-3230



みんながお揃いで
買うものあるかな？

お布団は
いつ頃から必要？

事前に食べておく
食材はあるかな？



香南市野市町みどり野3丁目51
TEL: 0887-50-1997

- ✿ 定員10名程度の小規模の良さを活かし家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの個性を尊重し寄り添い、安全に楽しく過ごせる保育環境を提供しています。
- ✿ 近くには公園が数カ所あり、戸外活動を積極的に行い、自然豊かな環境の中、身体を十分に動かしたり、自然物や生き物に触れながら季節を体感し、心身ともに豊かな感性を育てています。
- ✿ 保護者の方とコミュニケーションを図り、家での様子なども伺いながら、園と家庭の切れ目の無い保育を行っています。



2026年8月
新事業所完成

TEL:0887-55-2893



私立認定こども園

香南市には私立認定こども園が2つあります。0歳児から小学校就学前までのこども達が通うことのできる施設です。

笑顔で未来へはばたく



認定こども園

のいち幼稚学園

乳幼児学童保育施設
認定こども園

わらべ館 香南

～ 毎日わらいころげる園 ～

令和7年4月に新しく開園した
最大園児30名の保育施設です。

学童保育の小学生と共に過ごせ、
高知園とライブ中継でつなぎ、
お友達の輪が広がります。

より丁寧に より質のよい保育教育を！



住所 香南市香我美町下分350-1
TEL 0887-53-9779
FAX 0887-53-9778



地域型保育施設や私立認定こども園
に関する詳しい内容については、
各施設に直接お問い合わせをお願いします。



0歳児でも
帽子や名札はいるの？

土曜日はどうやったら
預けられるの？

入学金や制服は
いるの？

香南キッズでは、
施設外観や保育室等をご覧いただけます。

●子育て情報サイト

香南キッズ

<https://konan-kids.jp>

香南キッズ

検索



メモ

公立認定こども園

香南市には3つの公立認定こども園があり、0歳児または1歳児から小学校就学前までのこども達が通うことのできる施設です。利用時間は認定区分（1号～3号認定）によって決まります。

ここでは、公立認定こども園の一日の流れをご紹介します。

0～2歳児（3号認定）

短時間で認定されているお子さん

7：30

8：00

9：00

11：00

12：30

14：30

15：00

15：30

16：00

18：45

早朝保育を利用しないお子さんは
8：00から受け入れが始まります。



室内や園庭で友達と一緒に好きな遊びを楽しみます。
離乳食または午前のおやつを食べます。

学齢によって11時ごろから給食を食べ始めます。



給食を食べてお腹いっぱいになったら午睡をします。
日中たくさん遊んで疲れた体を休めます。
※14：00 0歳児は離乳食を食べます。

目が覚めて着替えをしたら、午後のおやつを食べます。

順次ご家庭のお迎えが来るまで、友達や先生と絵本を見たり、歌を歌ったり、
室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。

お迎えが来たお子さんから順次降園します。



16：00以降就労などの理由で保育が必要な場合は延長保育を利用いただけます。
お迎えが来るまで室内等で好きな遊びを楽しみます。

注意

標準時間（7：30～18：45）で認定された場合でも、全ての子どもさんが
7：30～18：45まで利用できるとは限りません。

3～5歳児（2号認定）

3～5歳児（1号認定）

短時間で認定されている
お子さん

標準時間で認定されているお子さん

7:30

※野市東こども園のみ7:00から

7:30に施設が開園し、
お子さんの受け入れが始まります。

8:00

7:30から8:00は早朝保育と
なっており、就労などで早い時間
から保育が必要な方が利用するこ
とができます。

8:30

登園活動（挨拶・所持品の始末）

9:00

9:00

早朝保育を利用しない
お子さんは8:00から
受け入れが始まります。



それぞれの学級で活動が始まります。
友達や先生と一緒に室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。

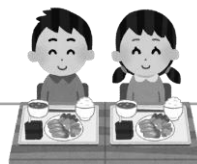
11:00

11:00

自園で調理したおいしい給食を友達と一緒に食べます。

12:30

12:30



13:00

13:00

友達や先生と一緒にの出来事を振り返り、クラスで帰りの会をします。

13:30

13:30

所持品整理

日中の活動で疲れた体を休めるため午睡をします。

14:00

順次降園します。

15:00

目が覚めたら、午後のおやつを食べます。



順次降園します。

16:00

16:00以降就労などの理由で保育が
必要な場合は延長保育を利用いただけ
ます。
お迎えが来るまで、室内等で好きな遊びを
楽しめます。

18:45



注意

標準時間（7:30～18:45）で認定された場合でも、
全ての子どもさんが7:30～18:45まで利用できるとは限りません。

公立幼稚園

幼稚園は、3歳児から小学校就学前までの子ども達が通うことのできる施設です。
香南市には、公立の幼稚園として**野市幼稚園**があります。

ここでは、野市幼稚園の一日の流れをご紹介します、よくある質問にお答えします。

預かり保育を利用しないお子さん

預かり保育を利用するお子さん

7:30

7:30に施設が開園し、
お子さんの受け入れが始まります。

8:30

7:30から8:30は早朝の預かり保育となっており、就労などで早い時間から保育が必要な方が利用することができます。

預かり保育を利用しないお子さんは
8:30から受け入れが始まります。

9:00

9:00からは、それぞれの学級で活動が始まります。
友達や先生と一緒に室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。
気候のよい季節には園外へ散歩に出かけることもあります。

11:00

11:30

こうなん給食センターから温かくおいしい給食が届き、クラスの友達と一緒に昼ご飯を食べます。

12:30

13:00

自分の持ち物を片付け、家に帰る準備をします。
帰りの会では友達や先生と絵本を見たり、歌を歌ったり、今日の出来事をクラスで振り返ったりします。
年長児は友達や先生と一緒に保育室の掃除をします。

お迎えが来たお子さんから順次降園します。

14:00

預かり保育については、P20、P21
をご確認ください。
保育の必要性のあるお子さんは、費用
はかかりません！

14:00以降も就労などの理由で保育が
必要な場合は預かり保育を利用いただけます。
日中の活動で疲れた体を休めたり(午睡)、
おやつを食べたり、友達と一緒に好きな遊びを
したりしながらお迎えを待ちます。

18:30

Q1.長期休暇期間（春休み・夏休み・冬休み）はお弁当持参ですか？

いいえ。**必要ありません！**

学校が休みである長期休暇期間（春休み・夏休み・冬休み）の給食はありませんが、継続的利用の方に限り、その期間はお弁当の配食サービス（追加費用不要）をご利用いただけます。

Q2.幼稚園は制服ですか？

いいえ。**制服ではありません！**

活動しやすく、自分で着脱しやすい、汚れても大丈夫な服装で登園をお願いします。

公立保育所

香南市には4つの公立保育所があり、0歳児または1歳児から、小学校就学前までのこども達が通うことのできる施設です。

ここでは、公立保育所の一日の流れの一例をご紹介します。

短時間で認定されているお子さん

標準時間で認定されているお子さん

7:30

7:30に施設が開所し、
お子さんの受け入れが始まります。

8:00

早朝保育を利用しないお子さんは
8:00から受け入れが始まります。

7:30から8:00は早朝保育となっており、
就労などで早い時間から保育が必要な方が利用することができます。

9:00

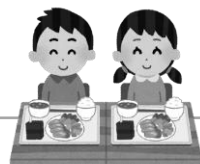


室内や園庭で友達と一緒に好きな遊びを楽しみます。
気候がよい季節には園外へ散歩に出かけることもあります。
0~2歳児は離乳食または午前のおやつを食べます。

11:00

自園で調理したおいしい給食を友達と一緒に食べます。
学齢によって11時ごろから給食を食べはじめます。

12:30



給食を食べてお腹いっぱいになったら午睡をします。
日中たくさん遊んで疲れた体を休めます。
※年長児は秋ごろから午睡がなくなり、友達や先生と好きな遊びを楽しみます。
※14:00 0歳児は離乳食を食べます。

14:30



15:00

目が覚めて着替えをしたら、午後のおやつを食べます。

15:30

自分の持ち物を片付け、家に帰る準備をします。
帰りの会では友達や先生と絵本を見たり、歌を歌ったり、今日の出来事をクラスで振り返ったりします。
年長児は友達や先生と一緒に保育室の掃除をします。



お迎えが来たお子さんから順次降園します。

16:00

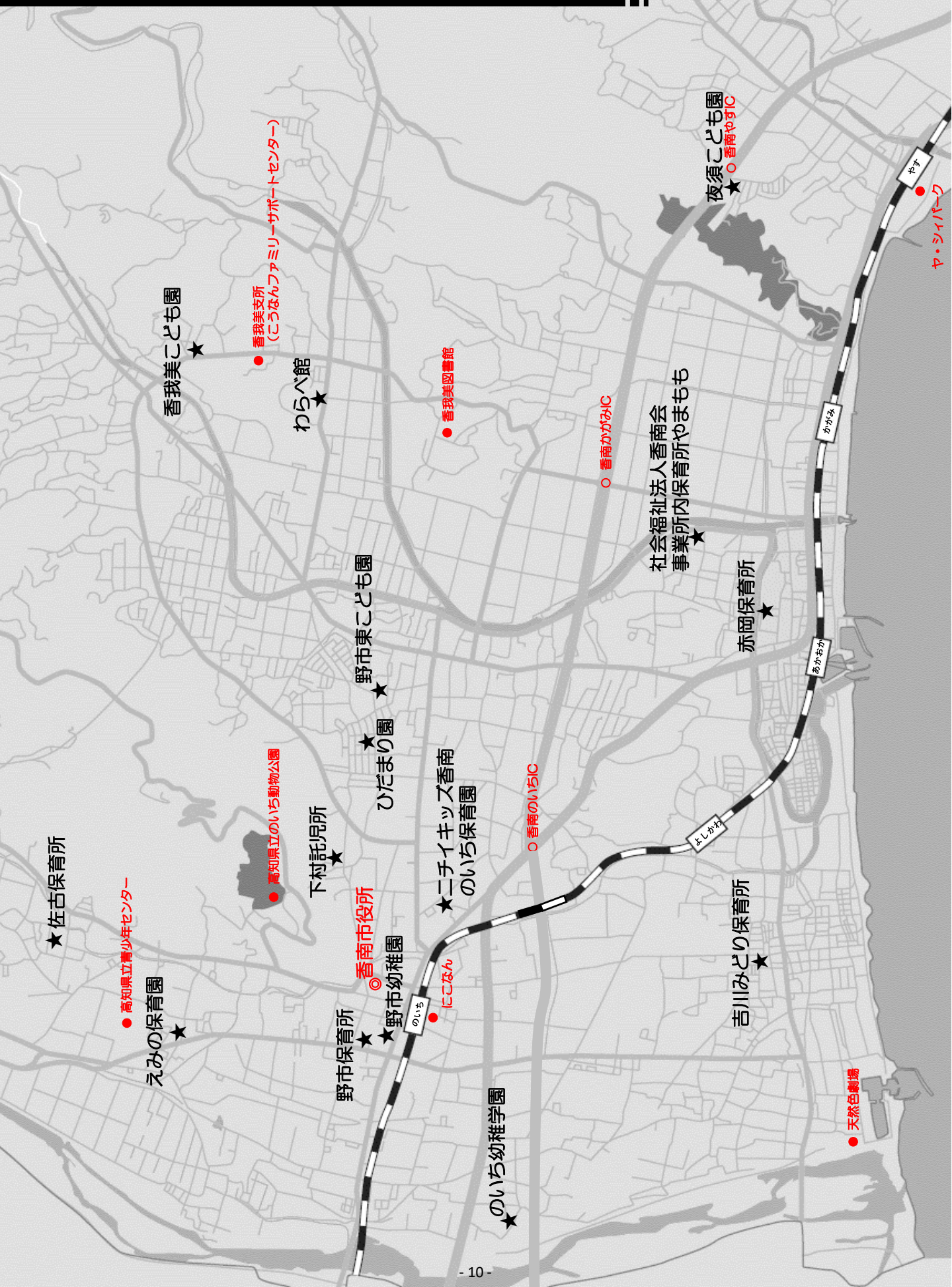
16:00以降就労などの理由で保育が必要な場合は延長保育を利用いただけます。
お迎えが来るまで室内等で好きな遊びを楽しみます。

18:45

標準時間（7:30~18:45）で認定された場合でも、全ての子どもさんが7:30~18:45まで利用できるとは限りません。

注意

4. 香南市内の特定教育・保育施設位置図



5.市内施設一覧



全ての施設において、土曜日も開所していますが、ご両親ともに「就労」で認定されており、どちらも土曜日が就労の場合のみ利用することができます。

◎公立保育所

施設名	住所	受入月齢	在園児を 含む受入 予定人数	保育時間		一時預 かり
	連絡先			【標準時間】 月～金曜日	【短時間】 月～金曜日	
				土曜日	土曜日	
野市保育所※1	野市町西野645	1歳児 ～ 5歳児	206名	7：30～18：45	8：00～16：00	-
	☎(0887)56-0659			7：30～12：30	8：00～12：30	
佐古保育所	野市町母代寺180-1	6ヶ月 ～ 5歳児	201名	7：30～18：45	8：00～16：00	-
	☎(0887)56-1071			7：30～12：30	8：00～12：30	
赤岡保育所※2	赤岡町534-3	6ヶ月 ～ 5歳児	80名	7：30～18：45	8：00～16：00	-
	☎(0887)54-4343			7：30～12：30※3	8：00～12：30※3	
吉川みどり保育所※2	吉川町吉原49-1	1歳児 ～ 5歳児	52名	7：30～18：45	8：00～16：00	-
	☎(0887)54-2735			7：30～12：30※3	8：00～12：30※3	

※1 令和11年度から野市保育所を民間事業者へ移管する（民営化）予定です。
※2 南海トラフ臨時情報が発表された場合、赤岡保育所と吉川みどり保育所は開設場所を変更して保育を行います。
※3 赤岡保育所と吉川みどり保育所の土曜保育は、実施場所が変更になることもあります。

◎公立認定こども園

施設名	住所	受入 月齢	在園児を 含む受入 予定人数	教育・保育時間		預かり保育時間	一時預 かり
	連絡先			必要 量	月～金曜日	月～金曜日	
					土曜日	土曜日	
香我美こども園	香我美町下分711-2	6ヶ月 ～ 5歳児	10名 (1号)	教育 時間	8：30～14：00 ※休園日あり	7：30～8：30 14：00～18：30	○
					-	7：30～18：30	
	☎(0887)57-7011		183名 (2・3号)	標準 時間	7：30～18：45 7：30～18：30	-	
				短 時間	8：00～16：00 8：00～16：00	-	
野市東こども園	野市町東野449-6	1歳児 ～ 5歳児	10名 (1号)	教育 時間	8：30～14：00 ※休園日あり	7：30～8：30 14：00～18：30	-
					-	7：30～12：30	
	☎(0887)55-3424		206名 (2・3号)	標準 時間	7：00～18：45 7：00～12：30	-	
				短 時間	8：00～16：00 8：00～12：30	-	
夜須こども園	夜須町坪井1437	6ヶ月 ～ 5歳児	10名 (1号)	教育 時間	8：30～14：00 ※休園日あり	7：30～8：30 14：00～18：30	○
					-	7：30～12：30	
	☎(0887)50-6714		91名 (2・3号)	標準 時間	7：30～18：45 7：30～12：30	-	
				短 時間	8：00～16：00 8：00～12：30	-	



公立保育園・認定こども園の休園日は、12月29日～1月3日です。
その他休園日については、入所決定後「園のしおり」等でご確認ください。

◎公立幼稚園

施設名	住所	受入 月齢	在園児を 含む受入 予定人数	【教育時間】 月～金曜日	【預かり保育時間】 月～金曜日	【預かり保育時間】 土曜日
	連絡先					
※ 野市幼稚園	野市町西野630 ☎(0887)56-1953	3歳児 ～ 5歳児	65名	8：30～14：00	7：30～8：30 14：00～18：30	7：30～12：30

※令和11年度から野市幼稚園は認定こども園へ移行する予定です。



注意 「預かり保育時間」は、預かり保育を申し込んだ場合に限り利用することができます。

公立幼稚園・認定こども園（1号）の休園日は次のとおりです

休園日	小学校の休日に準ずる 学年始め、学年末休み、夏休み、冬休み、土日祝日、幼稚園・認定こども園が特に定める日
-----	---

◎私立認定こども園

施設名	受入 月 齢	在園児を 含む受入 予定人数	保育時間		預かり保育(1号)・延長保育(2・3号) ※月～金曜日のみ		
			必要 量	月～金曜日	時間	料金	
				土曜日			
のいち幼稚学園	6ヶ月 ～ 5歳児	15名 (1号)	教育時間	10：00～14：00 - -	7：00～10：00 14：00～18：00	【月額】 7,000～9,000円	
			標準時間	7：00～18：00 7：30～18：00 (0歳児は7：30～12：30のみ)			18：00～19：00
短時間		8：30～16：30 8：30～16：30 (0歳児は8：30～12：30のみ)		7：00～8：30 16：30～18：00	【月額】 2,500～7,500円 【日払い】 30分毎 200円		
		野市町上岡2602-4 ☎(0887)52-9778					
わらべ館香南		首がす わった頃 ～ 5歳児	2名 (1号)	教育時間	10：00～14：30 -	7：30～10：00 14：30～19：00	30分 50円
				標準時間	7：30～18：30 7：30～18：30		
	短時間		8：30～16：30 8：30～16：30		7：30～8：30 16：30～19：00		
香我美町下分350-1 ☎(0887)53-9779							

※わらべ館香南では一時預かりも行っています。（日額：3,800～4,000円）



私立認定こども園は「預かり保育」「延長保育」を利用する際、保育料とは別に費用が発生します。別途費用はこちら
※延長保育を利用する場合は、事前に施設へ連絡してください。
なお、施設等利用給付認定を受けた方は利用日数に応じて最高月額12,300円まで無償化されます。

◎地域型保育施設

施設名	住所	受入月 齢	在園児を含 む 受入 予 定 人 数	保育時間		延長保育	
	連絡先			必 要 量	月～金曜日	時間	料金
					土曜日		
えみの保育園	野市町西野236-2	6ヶ月～2歳児	12名	標準時間	7：30～18：30	-	-
				7：30～18：00 0歳児のみ12：30まで			
	☎(0887)56-1888			短時間	8：30～16：30	-	-
					8：30～16：30 0歳児のみ12：30まで		
下村託児所	野市町大谷1126-4	2ヶ月～2歳児	12名	標準時間	7：30～18：45	-	-
				7：30～12：30			
	☎(0887)56-1328			短時間	8：00～16：00	-	-
					8：00～12：30		
こけつ 香南 のいち保育園	野市町東野1011-1	3ヶ月～2歳児	19名	標準時間	【月～土曜日】 7：30～18：30	18：30～19：30	月額 2,000円 1回 200円
	☎(0887)57-3230			短時間	【月～土曜日】 8：30～16：30	7：30～8：30 16：30～19：30	1回 200円
ひだまり園	野市町みどり野 3丁目51-1F	2ヶ月～2歳児	10名	標準時間	7：30～18：30	-	-
				7：30～12：30			
	☎(0887)50-1997			短時間	8：00～16：00		
					8：00～12：30		
社会福祉法人 香南会 事業所内保育所 やまもも	赤岡町1173-1	2ヶ月～2歳児	25名	標準時間	【通年】 7：30～18：30	7：00～7：30 18：30～19：00	一日：250円
	☎(0887)55-2893			短時間	【通年】 9：00～17：00	7：30～9：00 17：00～19：00	

注意

地域型保育施設は「延長保育」を利用する際、保育料とは別に費用が発生します。
※延長保育を利用する場合は、事前に施設へ連絡をしてください。

別途費用はこちら

◎出産予定での申し込みについて

4月1日入所に限り、月齢2か月または3か月で受け入れすることができる施設へ申し込みいただけます。
お申し込みを希望される方は次のとおり申請をお願いします。

入所申し込み時

母子手帳(出産予定日のページと表紙)の写しを添付



出産後

お子さんの氏名・生年月日の届出が必要です。
右記のQRコードより母子手帳(出生証明書のページ)の提出をお願いします。



実際に生まれた月が出産予定日より後の月になった場合は、生まれた月から数えて、入所可能月齢に達する月で入所することになります。

(例) 入所可能月齢が2か月からの施設の場合

出産予定日
1月26日



4月1日入所
申請



出産日
2月2日



5月1日
入所

6. アレルギー対応

食物アレルギーのあるお子さんは申し込み時に必ずお知らせください。

1. 公立保育所・認定こども園

香南市立保育所・認定こども園での食物アレルギー対応は医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき行い、詳細については、栄養士との面接により決定します。

症状の程度によっては、完全除去対応となります。

※公立保育所・認定こども園の給食は、各園で調理して提供をしています。

◎必要書類（申込受付時 又は 入所決定後の面接時にお渡しします。）

- ・ 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（医師の診断）
- ・ 食物アレルギーに関する調査表
- ・ 食物アレルギー食品チェック表

◎対応方法について

*調理道具・・・基本的に他の園児と共通のものを使用します。

*食器・・・アレルギー児用の食器を使用しますが、洗浄は他の園児と一緒にいきます。



また、アレルギー対応食も通常の給食と同一の調理施設（保育所・こども園の給食室）で調理を行いますので、微量（コンタミネーション）でもアレルギー反応がある場合は、家庭からのお弁当持参になることがあります。

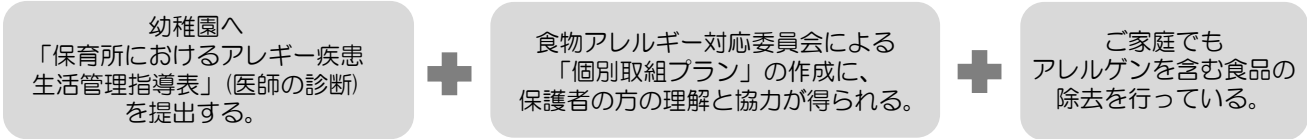
メモ

2. 公立幼稚園

公立幼稚園での食物アレルギー対応は医師が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づいて、保護者と面談しながら「食物アレルギー対応委員会」で個々に応じた個別取組プランを作成します。
※公立幼稚園の給食は、こうなん学校給食センターから配送します。

- ◎必要書類（申込受付時 又は 入所決定後の面接時にお渡しします。）
 - ・保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（医師の診断）

◎実施基準（次の3つをすべて満たすことが必要です）



◎幼稚園の給食における主な対応方法

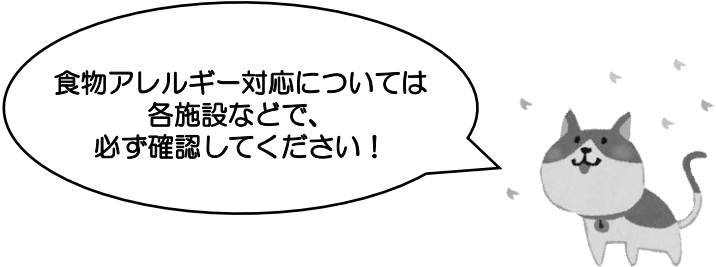
アレルギー 対応基準	原則として、食品表示法で定める特定原材料（えび・カシューナッツ・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生）を対象とします。ただし、「えび」「カシューナッツ」「かに」「くるみ」「そば」「落花生」は給食では使用しません。 特定原材料以外のアレルゲンについては、個別に相談します。 ※じゃこ・めひかり・わかめなどの海産物にはえび・かに入っている可能性があります。
---------------	--

◎個別取組プランにより、幼稚園や給食センターでは次のような対応をします。

幼稚園 での対応	自力除去の援助	誤食を防止する手だて（園児との確認）や食後の見守りなどをします。
	除去食・代替食	給食センターから配送された除去食・代替食を園児に手渡します。
	弁当持参 （全部・一部）	・アレルギーが多種に渡る ・少量でも重篤な反応がある ・調理時の除去が困難 などの理由により除去食・代替食の対応が難しい場合、 家庭から持参した弁当を給食時まで保管・管理します。
給食センター での対応	自力除去への情報提供	詳細な献立表や成分表を配布し、自力除去する際に必要な情報を保護者に提供します。
	除去食・代替食の 調理・配送	毎月アレルギー確認献立表を用いて、どのメニューに対し除去食や代替食の対応をするか保護者と確認します。 除去食や代替食を提供する場合は幼稚園・学年・組・氏名を明示した個別食缶などに入れ誤配を防止するための個人カードと一緒に配送します。
	飲用牛乳の停止	飲用牛乳を停止します。

3. 私立認定こども園・地域型保育施設

各施設に直接お問い合わせいただき、確認をお願いします。

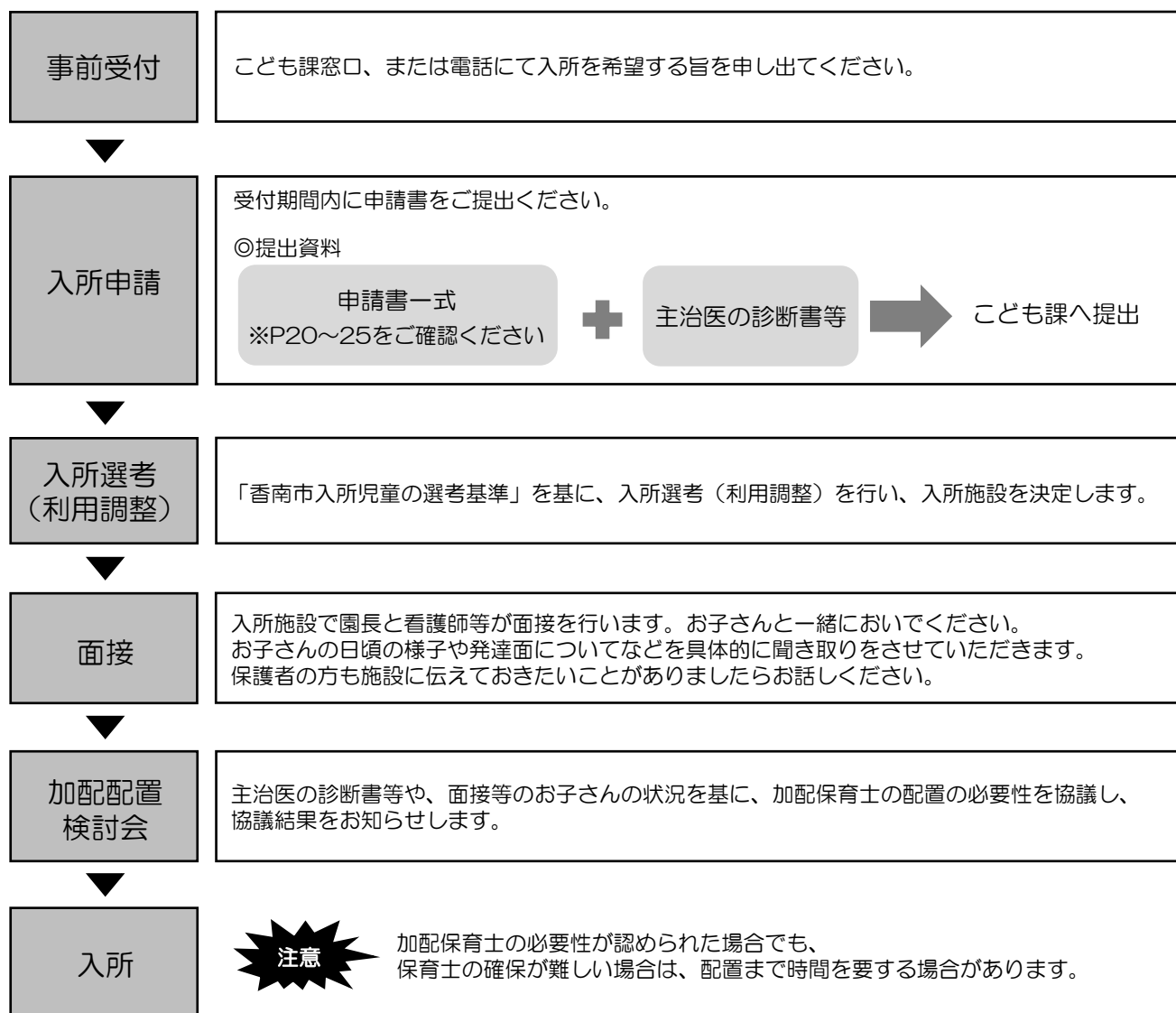


7. 特別支援保育

心身において特別な配慮が必要なお子さんや、発育や発達の遅れ、疾患等により集団生活の中で特別な支援が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。お子さんの健全な成長及び発達を促すとともに、福祉の向上を図ることを目的としています。

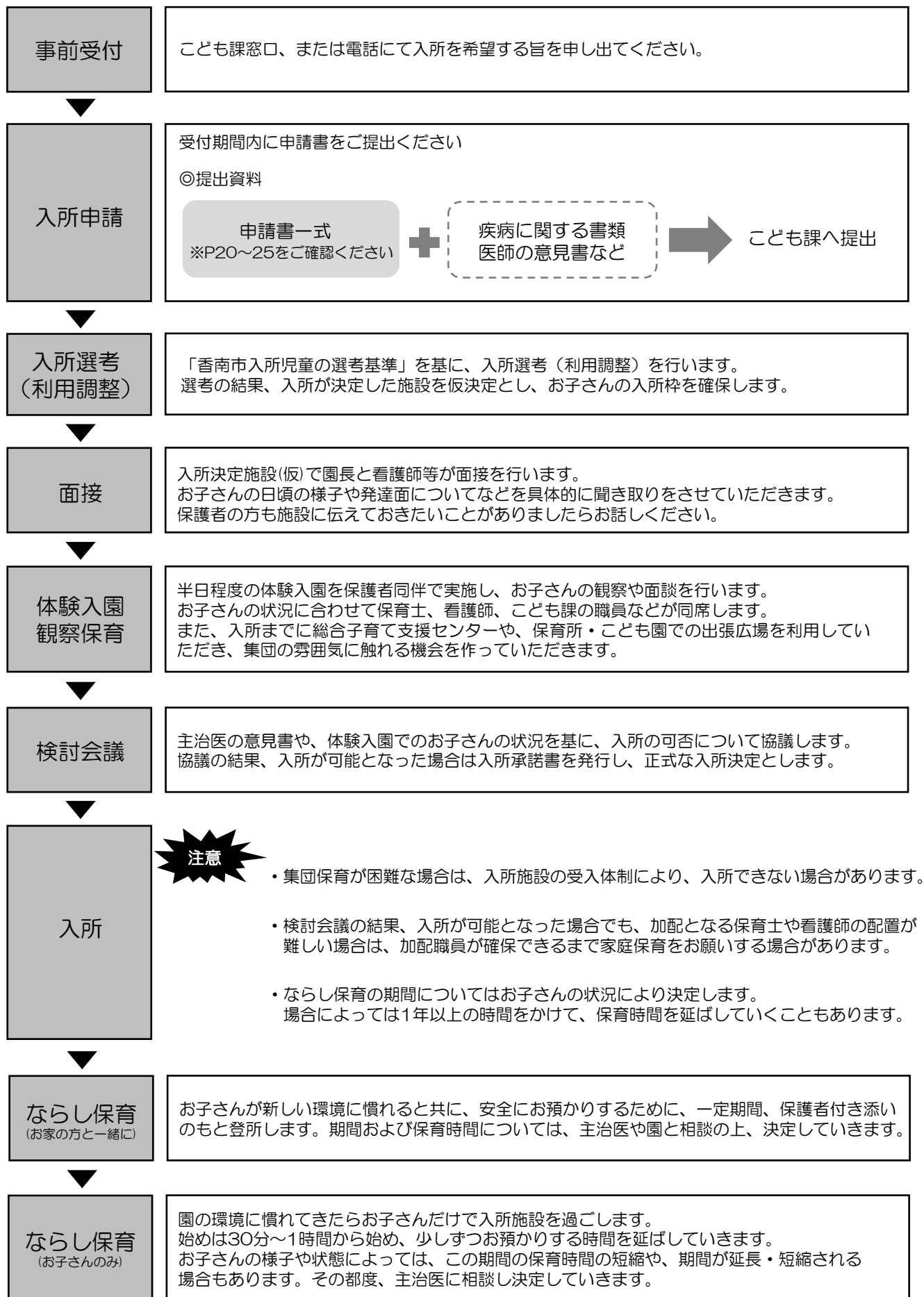
なお、申し込みの段階ではお子さんが特別支援保育の対象となるかはわかりません。体験入園を行ったり、医師、発達支援の専門職などの意見を伺ったりしながら、特別支援保育の必要性について総合的に検討したうえで判断をさせていただきます。

1. 発育や発達に遅れがあり個別の対応（加配保育士の配置など）を希望する場合



継続児については、発達支援の知識を有する者が保育施設を巡回しお子さんにどの程度の支援が必要か、特別支援保育の継続に関して協議し、適切な支援を提供できるよう努めています。

2. 疾患により医療的ケアや見守りが必要な場合



8. 入所決定までの流れ

入所決定までの流れは次のとおりです。4月入所、5月～3月入所ともに流れは同じです。

施設見学

次のとおり、施設の見学をすることができます。

④公立施設（幼稚園・認定こども園・保育所）

参加には**事前予約が必要**です。直接園にご連絡ください。

予約受付時間

月～金（祝日除く） 8:30～17:15

野市保育所
佐古保育所
野市東こども園



10月10日（土）

9:00～ / 10:00～ / 11:00～

※各回30分程度を予定しています。

注意 10月10日以外は施設内の見学はできません。予めご了承ください。

その他施設



その都度適宜対応します。※時間帯など詳細は事前に各園にお問い合わせください。

⑤私立認定こども園・地域型保育施設

下記施設については、入所前説明会・見学会が開催されます。参加には**事前予約が必要**です。直接園にご連絡ください。

のいち幼稚学園
えみの保育園



9月26日（土） 9:30～

10月24日（土） 13:00～

※1時間程度を予定

その他施設



その都度適宜対応します。※時間帯など詳細は事前に各園にお問い合わせください。

注意 私立認定こども園・地域型保育施設を利用希望の方は
必ず入園説明会への参加や事前の見学をお願いします。

【5月～3月入所の場合】直接希望される園にお問い合わせください。

入所申込

施設概要や保育方針、保育料以外に必要な費用、アレルギー対応など、ご納得のうえお申し込みください。

入所申込みの日程は、1ページをご確認ください。

注意

先着順・抽選などではありません。

虚偽の申請や二重に申し込みされた場合は、入所の決定が取り消されます。

入所選考 （利用調整）

保育認定（2号・3号認定）を受ける方で、受け入れ可能人数以上の申し込みがあった場合は、「香南市入所児童の選考基準」に基づき、入所選考（利用調整）を行い、優先度の高い方から入所決定となります。

「香南市入所児童の選考基準」は香南市ホームページに掲載しています。

選考基準はこちら→



結果通知

入所選考（利用調整）の結果（入所決定・入所保留）は、文書で通知します。

注意

入所保留の場合、初回のみ保留通知を発行し、その後は入所決定の際にご連絡します。

保留通知が初回以外にも必要な場合は、**必ず事前にご連絡ください。**

※日を遡って保留通知を発行することはできません。

面接

入所が決定した施設でお子さんと一緒に面接を行ってください。（面接日等は入所決定通知と一緒にお知らせします）

入所説明会

説明会の日時等は入所決定通知または面接でお知らせします。
説明会のない施設は、面接とあわせて入所説明を行います。

保育の実施

保育施設での保育が始まります。
利用開始当初の「ならし保育」は公立施設でおおむね1週間、半日ずつ行います。
※ならし保育の期間は施設により異なります。各施設にお問い合わせください。

保育料通知

年度当初の保育料の決定通知は4月9日頃に発送予定です。
※途中入所の場合は入所希望月の前月10日頃に発送予定です。

メモ

9. 入所申し込み（香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)）

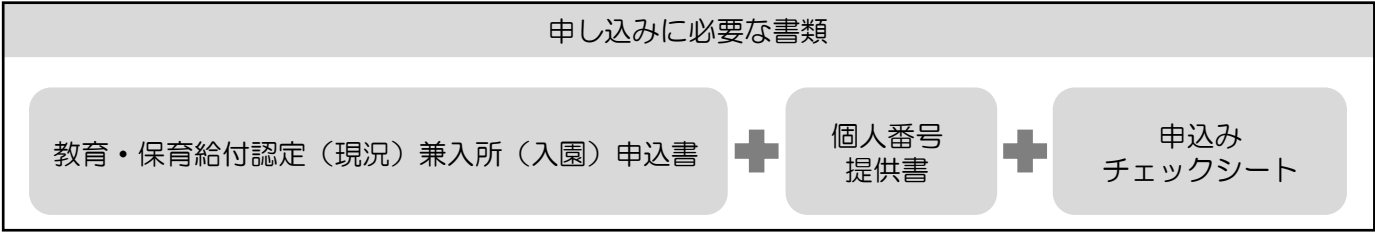
私立の施設を
申し込む場合はP24へ

1. 入所要件

香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)に入園するには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 香南市内に住民登録されている児童であること。
（転入予定で申し込む場合は令和9年4月入所の場合、令和9年4月1日までに転入すること。）
※5月～3月入所の場合は、入所する月の1日までに転入すること。
- ② 入園できる年齢に達していること。（3歳児～5歳児）

2. 提出書類



10. 香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)の預かり保育

香南市立の幼稚園・認定こども園では教育時間前後に預かり保育を実施しています。

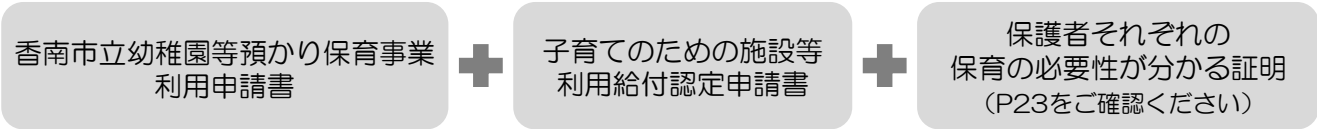
1. 利用要件

- ・継続的利用・・・保護者の就労や疾病などにより、継続的に保育の必要性がある場合
- ・一時的利用・・・リフレッシュや私用等の要件で利用する場合

2. 提出書類

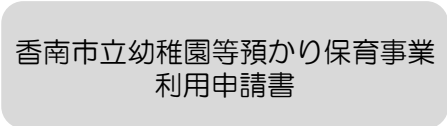
◎継続的利用の場合

利用希望月の前月 **20** 日までにこども課、または幼稚園・認定こども園へ下記の必要書類を提出してください。



◎一時的利用の場合

利用を希望する **3** 日前までにこども課、または幼稚園・認定こども園へ下記の必要書類を提出してください。



3. 預かり保育の概要

預かり保育の開設日は月曜日～土曜日です。
土曜日は少ない職員体制で保育を行っているため、ご両親ともに就労等で家庭保育ができない方のみの利用となります。
※行事のための振替休日は、継続的利用の方のみ預かり保育があります。

	利用条件	利用可能時間	認定期間	料金
継続的利用	就労・就学・疾病・障害 災害復旧・看護・介護	(早 朝) 7:30～ 8:30 (降所後) 14:00～18:30	保育が必要な期間	子育てのための施設等利用給付認定制度により認定された期間は無料 注意 申請がない場合は利用料が発生します
	妊娠・出産 【産前産後2か月】	(早 朝) 7:30～ 8:30 (降所後) 14:00～18:30	出産予定日の8週間前の月の初日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日	
	妊娠・出産 【産前産後3か月～6か月】 (既に認定している児童のみ)	(降所後) 14:00～16:00	出産予定日の6か月前の月の初日から 出産予定日の3か月前の月の末日	
			産後3か月目の月の初日から、 産後6か月を経過する日が属する月の末日	
	育児休業 (既に認定している児童のみ)	(降所後) 14:00～16:00	育児休業期間が終了する日の 前月末又は当月の末日 ※最長利用可能期間： 育休を取得している対象児が 満1歳になる日の属する年度末まで	
	求職活動	(降所後) 14:00～16:00	90日を経過する日が属する月の末日 (申請により1回に限りさらに90日延長可)	
一時的利用	その他、社会的にやむを得ない場合	(早 朝) 7:30～ 8:30 (降所後) 14:00～18:30	保育が必要な期間	(令和8年10月時点) 日額250円※
	就労(月間48時間未満) リフレッシュ きょうだいの学校行事 私用	(早 朝) 8:00～ 8:30 (降所後) 14:00～17:00	週1回 ※月間48時間未満の就労で 週2回以上利用する場合は 勤務日の分かるシフト表を提出	

※令和9年度から一時的利用の日額料金は変更予定となっております。料金は490円になる予定です。

4. 長期休園中の預かり保育について

次の期間は学校と同様に長期休園となりますが、預かり保育を実施しています。
幼稚園はこの期間に給食はありませんが、継続的利用の方に限り、お弁当の配食サービス(追加費用不要)をご利用いただけます。※一時的利用の場合は、お弁当を持参する必要があります。
認定こども園は、お弁当を持参する必要があります。

預かり保育実施日				
施設名	開園時間	夏休み	冬休み	春休み
野市幼稚園	【月～金曜日】 7:30～18:30 【土曜日】 7:30～12:30	7月下旬～8月31日	12月下旬～ 1月の始業式の前日まで	3月下旬～ 次年度の入園式まで
香我美こども園 野市東こども園 夜須こども園	【月～金曜日】 8:00～17:00	7月下旬～8月31日	12月下旬～ 1月の始業式の前日まで	3月下旬～ 次年度の入園式まで

注意

12月29日～1月3日は休園。預かり保育は実施しません。

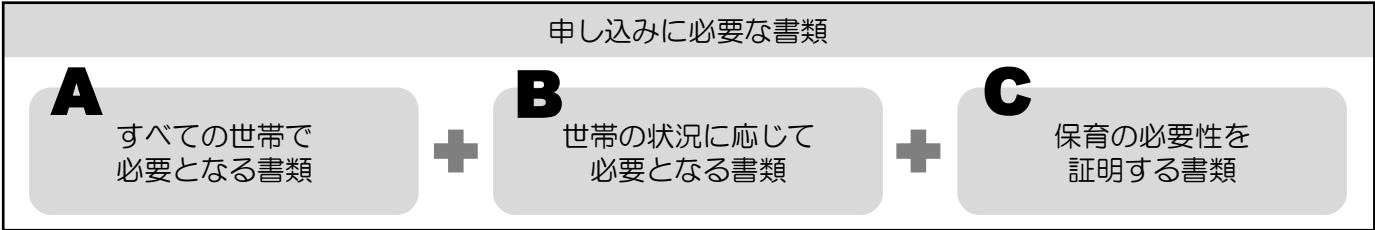
11. 入所申し込み（ 公立保育所・認定こども園(2・3号) 私立認定こども園(2・3号)・地域型保育施設 ）

1. 入所要件

保育所・認定こども園（2・3号）・地域型保育施設に入所するには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 香南市内に住民登録されている児童であること。
（転入予定で申し込む場合は令和9年4月入所の場合、令和9年4月1日までに転入すること。）
※5月～3月入所の場合は、入所する月の1日までに転入すること。
- ② 保育の利用を必要とする事由があること。
- ③ 入所可能月齢・年齢に達していること。

2. 提出書類



A すべての世帯で必要となる書類

下記①～③の書類を、お子さんごとに1部ずつご準備ください。

- ① 教育・保育給付認定（現況）兼入所（入園）申請書
- ② 個人番号提供書
※個人番号を利用し、支給認定に必要な事項について照会させていただきます。
マイナンバーカード等を紛失した場合は、市民保険課（☎0887-57-8506）までお問い合わせください。
- ③ 申込みチェックシート

2人以上の申し込みを同時にする場合は、
1人へのみ原本を添付し、
2人目以降はコピーの添付でも可。



B 世帯の状況に応じて必要となる書類

2人以上の申し込みを同時にする場合は、弟妹児の添付書類は省略可能です。
申し込む児童の中で一番上のお子さんの申込書類に添付をしてください。

対象者	必要書類
令和8年1月2日以降に香南市に転入された方	・市外(国内)から転入：不要 ・国外から転入：国外からの転入の場合は令和7年1月から令和7年12月及び令和8年1月から令和8年12月の年間収入が確認できる書類を提出してください。 ※個人番号により市町村民税額等が確認できない場合は市町村民税の所得課税証明書が必要になる場合があります。
ひとり親世帯※1	児童扶養手当受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、国民年金証書（遺族基礎年金）のいずれかで、受給種別及び受給者氏名が分かるページ又はひとり親（未婚・離婚・死別）であることが分かる戸籍謄本・抄本の写し
在宅障害児(者)世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、障害基礎年金受給者証のいずれかで、該当する障害の認定区分等及び受給者等氏名が分かるページの写し
入所児童の就学前の兄・姉が次の施設を利用している場合※2	特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に入所・入園し、または児童発達支援又は医療型児童発達支援施設（2号・3号認定のみ） 令和8年4月1日以降に発行された在園証明書及び通園証明書
扶養しているお子さんが県外で就学するなど、住民基本台帳に同一世帯として記載がない場合※2	戸籍謄本・抄本及び学生証など 年収360万円未満相当の世帯や、18歳未満のお子さんが3人以上いる場合で2歳児までのお子さんの保育料を軽減する制度があります。

※1 ひとり親世帯等に認定するには、別居（住民票も別）であることが必要です。
※2 提出が遅くなった場合でも年度内であれば保育料の減額を遡及適用します。

保育を必要とする理由			必要な添付書類	
就労	居宅外 労働	就労中	☐ 就労証明書	就労証明書は証明日から3か月以内のもの 自営業の証明は ・確定申告書の写し ※開業したばかりで確定申告を一度もしていない場合は開業届等の写しを添付
		産休明け 育休明け	☐ 就労証明書 ※復職(職場復帰)予定日の記載があるもの ※職場復帰が各月の14日までの場合は前月の入所申込が可能です。 例：5/14までに復職 ⇒ 4月入所可能	
	自営業		☐ 就労証明書 ☐ 自営業の証明 ※営業の確認ができる書類の写し	
妊娠・出産			☐ 入所事由申立書（②へ記入したもの） ☐ 母子手帳の写し	母子手帳の写しは ・保護者の氏名 ・分娩予定日 が記載されたページ
疾病・障害			☐ 入所事由申立書（③へ記入したもの） ☐ 疾病の場合：診断書（香南市指定様式） 障害の場合：手帳の写しなど	
介護・看護			☐ 入所事由申立書（④へ記入したもの） ☐ 介護・看護の状況が分かるもの	
災害復旧			☐ 入所事由申立書（⑤へ記入したもの） ☐ 罹災証明書	
求職活動			☐ 入所事由申立書（①へ記入したもの） ☐ ハローワーク受付票の写し または 雇用保険受給者証	
就学・職業訓練			☐ 入所事由申立書（⑥へ記入したもの） ☐ 在学証明書など ※在学期間、カリキュラムの分かるもの	在学証明書などは 就学時間の分かる 書類が必要です。
その他上記に類する状態として 市が認める場合			☐ 状況がわかるもの	

注意

◎申込時の注意

保育所の利用については、保育を必要とする事由に該当し、集団保育が可能で、日々通所できることが必要です。障害等の有無が入所判定に影響を及ぼすことはありませんが、お子さんの病状などによっては、受け入れできない場合もあります。障害等があるお子さんについては、必要に応じて聞き取りや病状調査等を行う場合がありますので、事前にこども課までご連絡をお願いします。

◎利用を希望する施設について

希望する施設の数に制限はありません。

申請書の【①利用を希望する施設名等】に書き切れない場合は、欄外等に希望順位をつけてご記入ください。

「第1希望しか書かなければそこに入所できる可能性が高くなる」ということはありません。

ご希望の施設への入所が困難となった場合でも、記入のない施設については選考を行いません。

決定後の辞退は、他の希望者や保育施設などに多大な迷惑がかかりますので、通園可能で利用する意思のある施設のみ記入してください。

◎入所申込後の辞退・取下げについて

入所申込後の辞退・取下げは、他の希望者や保育施設等に多大な迷惑がかかるため、原則としてできません。

変更受付期間を過ぎて辞退・取下げした場合は、年度中の入所における利用調整の際に不利になります。

12. 入所申し込み（私立の幼稚園・認定こども園(1号)）

公立の施設を
申し込む場合はP20へ

1. 私立の幼稚園・認定こども園の1号認定について

私立の幼稚園・認定こども園の1号認定は、施設に直接利用の申し込みをし、施設から内定を受ける必要があります。

香南市では選考をしませんので、申請などの詳細については直接各施設へお問い合わせください。

2. 利用時間

利用できる時間は、1日4時間を標準として、年間39週以上の範囲で各施設が定めます。

3. 利用料金

幼児教育・保育の無償化により月額利用者負担額は無償です。

通常の教育時間を超えて子どもさんをお預かりする「預かり保育」については、保育の必要性がある認定を受けると無償化の対象になります。

※無償化には上限月額があります。詳しくはP30をご確認ください。

4. 入所要件

私立の幼稚園・認定こども園(1号)に入園するには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 香南市内に住民登録されている児童であること。
(転入予定で申し込む場合は令和9年4月入所の場合、令和9年4月1日までに転入すること。)
※途中入所の場合は、入所する月の1日までに転入すること。
- ② 入園できる年齢に達していること。(満3歳児(3歳の誕生日を迎えた時点)～5歳児)
※入園できる年齢については施設によって異なります。

5. 提出書類

申し込みに必要な書類

教育・保育給付認定（現況）兼入所（入園）申込書



個人番号
提供書



申込み
チェックシート

その他、施設から発行される入所が内定したことが分かる書類も合わせて提出してください。

13. 香南市外の施設の利用申し込み（広域入所）

香南市在住の児童が、香南市外の教育・保育施設に利用申し込みをする場合は、香南市が受付し施設所在地の市町村に協議します。

はじめに

希望の保育施設のある市町村に必ず確認をしてください。

☐ 広域入所申し込みが可能かどうか。

※広域入所を受付していない施設もあります。
※申込要件や申込可能施設も市町村によって異なります。

☐ 希望の保育施設に空きはあるか。

☐ 希望の保育施設のある市町村の申込締切日はいつか。

※市町村によって受付期間が異なります。

☐ その他必要な書類や申込に関する注意事項はないか。

1. 入所要件

入所するには、各要件を満たす必要があります。また、要件は認定区分により異なります。

1号認定 ⇒ P20の入所要件をご確認ください。

※満3歳児(3歳の誕生日を迎えた時点)で入所可能な施設もあります。

2号認定・3号認定 ⇒ P22の入所要件をご確認ください。

※広域入所については、認定区分に関わらず、香南市に住民登録がない方は、対象となりません。
住所地の市町村で申し込み手続きをしてください。

2. 施設事前見学

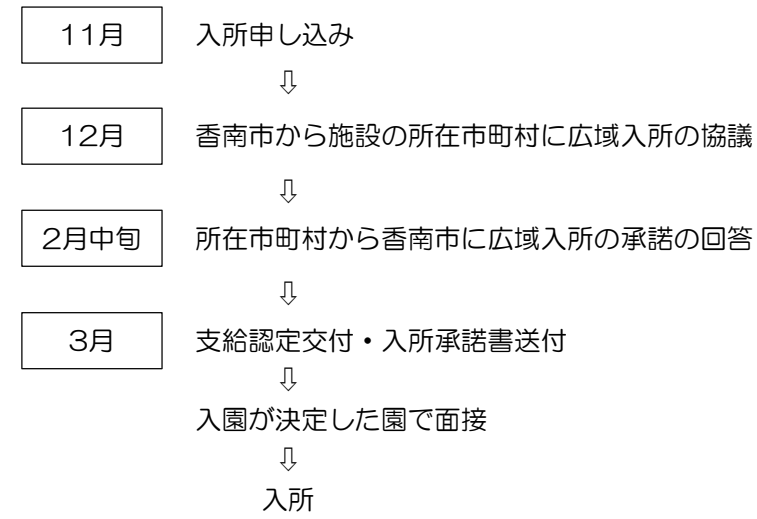
見学を希望される場合は、事前に施設へ確認をお願いします。施設の概要や保育方針、保育料以外に必要な費用、アレルギー対応など説明を受けた上で利用の申し込みをしてください。

3. 申し込み

申し込みに必要な書類（P20・P22 2.提出書類を参照）を各受付期間内に香南市こども課へ提出してください。
香南市から希望の保育施設のある市町村に申し込み書類を送付します。

※香南市内の施設も同時に希望する場合は、香南市の入所申込期日または希望施設のある市町村の申込締切期日までに提出が必要です。

4. 入所までの流れ



《注意事項》

○施設の所在市町村で入所選考後に結果を通知します。施設の所在市町村の児童の入所が優先されるため、定員の都合上、入所できない場合もありますのでご了承ください。

○複数の市の施設を同時に希望する場合、自治体ごとに入所選考を行うため、重複して内定となることがあります。その際は原則として、申込希望順位が最も高い施設に決定となります。

○香南市の施設を第2希望以降とする場合は、第1希望施設の入所選考後（市町村により異なる）の選考となるため、香南市の施設は2次募集での受付となります。（香南市の入所選考が12月下旬頃のため）

14. 保育料

令和元年10月より、3歳児から5歳児までの全ての子どもと0～2歳児の非課税世帯の幼児教育・保育の利用料が無償化されました。また、3歳児から5歳児の給食費（副食費）も市独自の軽減制度を含め、軽減されました。
※0歳児～2歳児の副食費は、保育料に含まれています。

1. 無償化の対象範囲

認定区分	学齢	市町村民税額	保育料	副食費
保育認定 (3号認定)	0歳児 ～ 2歳児	非課税世帯	無償化	保育料に含まれています。
		上記以外	香南市保育料徴収金基準額表でご確認ください。	
保育認定 (2号認定) 教育認定 (1号認定)	3歳児 ～ 5歳児	年収約360万円未満相当の世帯	無償化	国の基準により免除
		上記以外		国の基準※を上限に軽減

※令和8年度は5,100円を上限に軽減。
年度により変動する可能性があります。

2. 保育料の算定

保育料は、4～8月分は令和8年度の市町村民税課税額（R7.1.1～R7.12.31の収入）を、9～3月分は令和9年度の市町村民税課税額（R8.1.1～R8.12.31の収入）を基に決定します。保育料は世帯の市町村民税額の合算で算定し、収入が年額103万円未満の場合は、同一世帯の祖父母等の課税額も合算して算定します。
※住宅ローン・寄付金控除などは保育料の算定に含めません。

令和9年									令和10年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度の市町村民税課税額 (令和7年1月1日～12月31日の収入)					令和9年度の市町村民税課税額 (令和8年1月1日～12月31日の収入)						

3. その他保育料に関する事項

◎保育料と給食費以外の費用について

無償化の対象となるのは保育料と給食費です。それ以外の実費徴収分(名札・帽子・教材費など)は費用負担が必要です。実費徴収は施設によって異なりますので、公立施設の場合は入所説明会時にお渡しする「園のしおり」をご確認ください。私立施設の場合は、入所を希望する施設にご確認ください。

◎公立施設の保育料の納期限について

公立施設の保育料・幼稚園預かり保育料は、口座振替で徴収します。振替日は25日で、振替日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日になります。資金不足等で口座振替ができなかった場合は、再度の振替はできませんので、遅くとも振替日の前日までに口座への入金をお願いします。また、金融機関によっては口座振替登録ができるまでに日数を要する場合がありますので、お早めにお手続きください。口座振替に必要な書類は、入所承諾書と一緒に送付します。各自で、振替申込金融機関にてお手続きをお願いします。（各施設・こども課では受け取れませんのでご注意ください）

◎幼稚園などの預かり保育料について

子育てのための施設等利用給付認定を受けたお子さんの預かり保育料については、月毎に490円×利用日数（上限12,300円）を上限に無償化されます。香南市公立施設以外に入所する場合は一度施設にお支払いいただき、保護者からの請求により保護者に支給します。

◎香南市公立施設以外に入所する場合の給食費について

3歳児から5歳児のお子さんで、香南市公立施設以外に入所する場合、国の基準※を上限に給食費を軽減します。施設があらかじめ差し引いて差額のみ徴収する場合と、一度施設に全額お支払いいただき、保護者からの申請によって補助金として交付する場合があります。 ※令和8年度の国基準額：5,100円。ただし、年度により変動する可能性があります。

お願い 市町村民税の申告について

市町村民税の未申告など課税情報が確認できない場合は、保育料を最高額で仮決定させていただく場合がありますので、必ず申告等をお願いします。
給食費については、3歳児から5歳児のお子さんは国の基準を上限に軽減されますが、国の制度による無償化の対象者と、市独自の軽減制度の対象者を把握する必要があるため、無収入の方も含めて市町村民税の申告をお願いいたします。

3. 保育料徴収金基準額表（3号認定）

（令和8年10月1日現在）

階層区分			認 定 区 分 （ 3 号 認 定 ）	
階層区分	区 分		標準時間	短時間
第 1	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び養育里親等（※ 1）の世帯		0円	0円
第 2	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第 3－1	市町村民税均等割のみ課税世帯（※ 2）		7,800円	7,700円
	市町村民税均等割のみ課税世帯		16,600円	16,400円
第 3－2	市町村民税所得割課税額	48,600円未満の世帯（※ 2）	9,000円	9,000円
		48,600円未満の世帯	19,500円	19,300円
第 4－1		48,600円以上 73,000円未満の世帯（※ 2）	9,000円	9,000円
		48,600円以上 73,000円未満の世帯	23,000円	22,700円
第 4－2		73,000円以上 77,101円未満の世帯（※ 2）	9,000円	9,000円
		77,101円以上 97,000円未満の世帯（※ 2）	29,000円	28,600円
		73,000円以上 97,000円未満の世帯	29,000円	28,600円
第 5－1		97,000円以上 133,000円未満の世帯	37,000円	36,400円
第 5－2		133,000円以上 169,000円未満の世帯	40,000円	39,400円
第 6		169,000円以上 301,000円未満の世帯	49,000円	48,200円
第 7		301,000円以上の世帯	59,000円	58,000円

- （※1）養育里親等
小規模住居型児童養育事業を行う者、養育里親又は児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設）の長
- （※2）「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」
- 1 ひとり親世帯等… 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のいない女子又は同条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、現に児童を扶養している世帯
- 2 在宅障害児（者）のいる世帯… 次に掲げる児（者）がいる世帯
- ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- ②療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- * 1 同一世帯に複数の就学前の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所・入園し、または児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合における第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- * 2 生計を同一とする世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満で複数の児童を扶養している場合における第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- * 3 生計を同一とする世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満で、複数の児童を扶養し、かつ、「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」に該当する場合は、第2子以降の保育料を無料とする。
- * 4 保育料の算定に用いる市町村民税の額には、住宅借入金等特別控除・寄附金控除などは含めない。
- * 5 保育料は、世帯の市町村民税額の合算で算定し、世帯の生計が父母の収入のみによって成り立っていると認められない場合は、同居の祖父母等の課税額も合算して保育料を算定する。
- * 6 月の途中で退園した場合は日割計算とする。また、自己都合で長期に欠席した場合でも利用の有無にかかわらず保育料はかかる。
- * 7 保育料は、4月1日時点の児童の学齢で区分する。同一年度内は、3歳の誕生日を迎えても保育料は変更にならない。

15. 保育料の軽減制度

香南市の保育料軽減制度についてご紹介します。詳細はこども課へお問い合わせください。

1. 同時入所第2子保育料軽減制度

保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設へ
同じ時期にきょうだいが入所している場合に、2人目の保育料を無料とします。

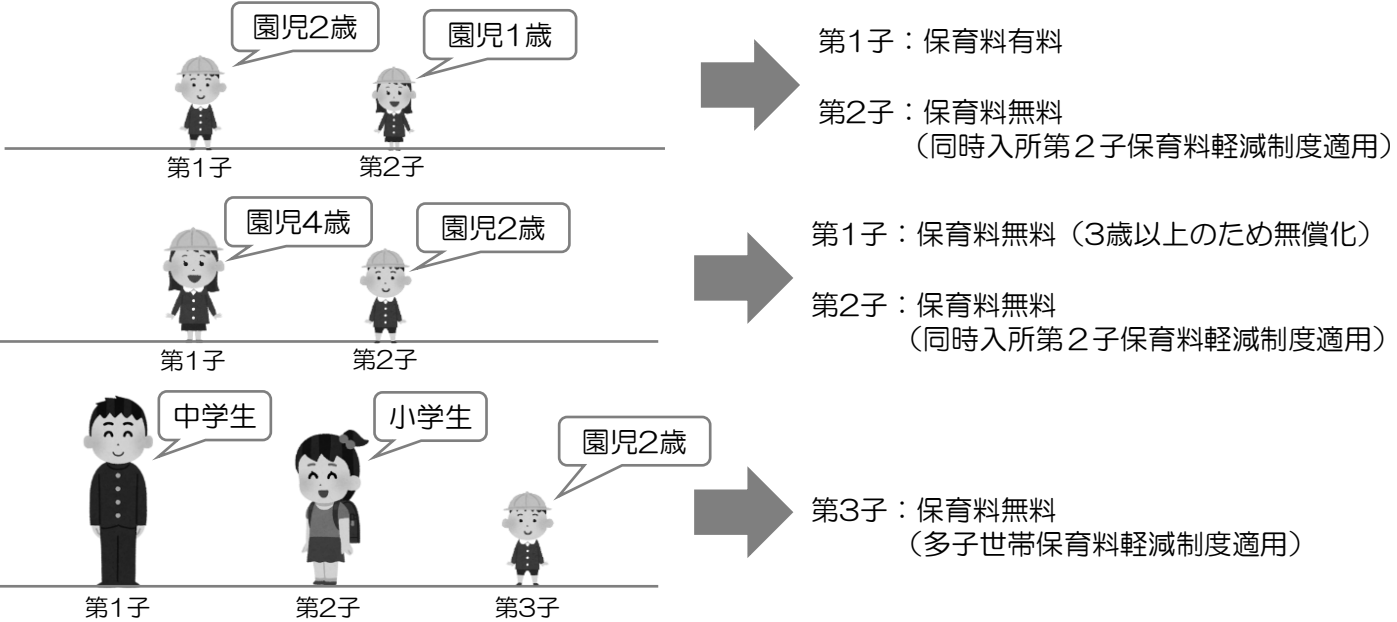
- ※「幼稚園」は子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園に限ります。（香南市立幼稚園は対象）
- ※保護者の所得やお子さんの扶養人数によっては、既に保育料が無料になっている場合もあります。
- ※保護者の所得やお子さんの学齢は問いません。

2. 多子世帯保育料軽減制度

18歳未満のお子さんを3人以上扶養しており、第3子以降で2歳児までのお子さんの保育料を軽減します。お子さんが通う施設によって、軽減の方法および軽減の額が異なりますのでご注意ください。

種別	軽減の方法	軽減する額
公立保育所	保育料の決定をした後、 保育料を無料にし、 当該年度については 保育料を徴収しません。	保育料全額
小規模保育施設		
事業所内保育施設		
認定こども園		
届出認可外保育施設	保護者の方からの申請により 当該保育料に相当する額を 香南市多子世帯保育料等 軽減補助金として保護者に 交付します。 ※認可保育所や認定こども園 等を利用していない方が対象	保護者と施設との契約等により支払う基本的 な保育サービスの利用に要する費用 ※月額50,000円を上限

（例）園児が保育所・小規模保育施設・事業所内保育施設・認定こども園に通園している場合



3. 保育料減免制度

入所されているお子さんの世帯の負担の能力に著しい変動が生じた場合で、次の要件に該当する場合は、保護者の方からの申請により保育料の一部又は全部を減免する制度があります。

減免の要件	減免額
台風、地震などの自然災害又は火災などにより住宅又は家財に著しい損害を受け、その損害金額（保険金及び補償金などにより補填される金額を除く）が住宅又は家財の価格の5割以上の場合	第2階層：全額 第3階層以上：半額
会社の倒産又は本人の意思によらない会社からの退職勧告などにより保護者の収入が著しく減少した場合	申請時の保護者の収入から 1年間の収入を見込み、 当該年度の市町村民税の額を推定し、 保育料の階層区分を変更して減免
保護者が病気、事故などにより6か月以上にわたり就労することが困難となり、収入が著しく減少した場合	
その他特別な事情があると市長が認める場合	

4. 実費徴収に係る補足給付事業

保育料が第1階層（生活保護世帯）の世帯、またはそれに準ずる世帯として市長が認めた世帯の方で、子ども・子育て新制度に移行した施設にお子さんが通っている保護者を対象に教材費、行事費などを補助金として交付する制度です。
給付の対象となるものや給付上限額等の詳細については香南市HPに掲載しています。
ご不明な点は教育委員会こども課までお問い合わせください。

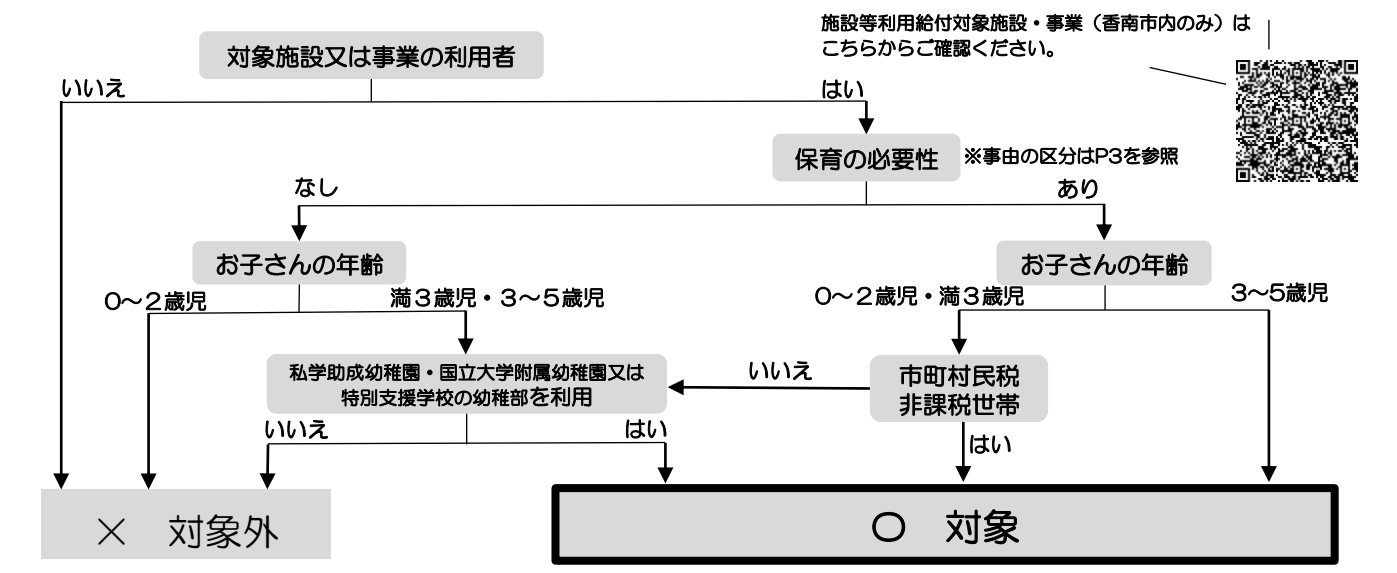
実費徴収に係る補足給付事業に関する
ホームページはこちら



16. 施設等利用給付認定

施設等利用給付認定とは、保育の必要性等の一定の条件を満たしたお子さんの特定子ども・子育て支援（預かり保育事業や、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業など）の利用料を無償（上限額あり）とするために必要な認定です。認定を受けるには申請が必要です。認定された場合において、認定期間内に利用した特定子ども・子育て支援の利用料を給付します。下記にて詳細ご確認いただき、該当する方は申請をお願いします。

1. 施設等の利用に係る無償化給付の対象かチェック！



2. 申請方法

注意 給付を受けるには、まず施設等利用給付認定を受ける必要があります。

提出書類：利用する施設や事業、世帯の状況等によって提出書類が異なります。
詳しくは香南市HPをご確認ください。

提出期限：施設や事業を利用する希望月の**前月20日まで**

提出先：こども課（本庁舎6階）

市のホームページはこちら



3. 給付内容

注意 通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者の負担になります。

保育料等		対象者	無償化上限額 (月額)	備考
		クラス年齢		
入園料 保育料	私学助成幼稚園	満3～5歳児	28,000円※	—
	国立大学附属幼稚園		8,700円	
	特別支援学校幼稚部		400円	
預かり保育料		3～5歳児	12,300円※	無償化上限額は、 490円※×1カ月の利用日 数に応じて変動。
		満3歳児 (市町村民税非課税世帯)	17,700円※	

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業

保育料等	対象者	無償化上限額 (月額)	備考
	クラス年齢		
保育料 利用料	3～5歳児	40,300円※	認可保育施設や一定水準以上（1日8時間又は年間200日以上）の預かり保育事業を実施している幼稚園を併用している場合、認可外保育施設等の保育料は無償化の対象外。
	0～2歳児	45,700円※ (市町村民税非課税世帯)	

※令和8年10月1日から無償化上限額が変更になりました。

17. 子育て支援

1. ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）

ファミサポは、「おねがい会員（子育ての応援をしてほしい人）」と「まかせて会員（子育ての応援をしたい人）」の出会いをお手伝いします。ご利用には事前登録が必要です（登録・入会料は無料）。
「おねがい会員」は香南市に住民登録があり、生後6か月から小学校6年生までのお子さんと同居する保護者の方が対象です。

どんな時に利用できるの？



- ・ 保育所や幼稚園のお迎えをお願いしたい
- ・ 放課後や児童クラブ後に預かってほしい
- ・ 冠婚葬祭のときに預かってほしい
- ・ 兄弟姉妹児の学校行事に参加するとき預かってほしい
- ・ 買い物やリフレッシュがしたい

利用料金

【月～金曜日】	
7：00～19：00	600円/時間
19：00～21：00	700円/時間
【土日祝日、年末年始】	
7：00～21：00	700円/時間

【問い合わせ先】
こうなんファミリーサポートセンター（社会福祉法人香南市社会福祉協議会内）
☎（0887）57-7300 平日8：30～17：15

2. 総合子育て支援センター「にこなん」

香南市では、地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施などを行う子育て拠点として、香南市総合子育て支援センターを設置しています。

◎病後児保育事業

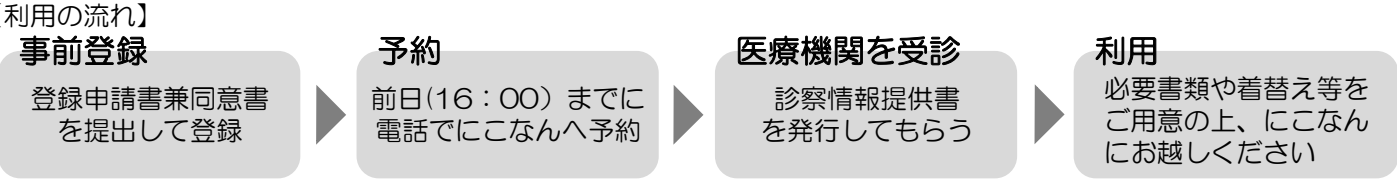
具合はよくなってきたけれど、まだ保育所や小学校に行かせるのは心配・・・
もう少し休ませたいけれど、仕事が休めない・・・というようなことはありませんか？
そんな回復期のお子さんを専用の場所でお預かりする病後児保育事業を実施しております。
もう少し体力の回復を図ってあげたいけれど、保護者の仕事が休めないなど、自宅での保育ができない時にご利用ください。

R8.10.1 現在

開設時間	月曜日～金曜日 7：30～16：30
利用対象者	病気の回復期で、集団生活が困難な児童（生後6か月～小学校6年生まで）
費用	4時間30分以上 2,000円 4時間30分未満 1,000円



【問い合わせ先】
総合子育て支援センター
「にこなん」
☎（0887）50-5257



18. 関連資料（QRコード）

5月～3月入所対象
空き状況



入所申請様式はこちら
申請書の記入例も掲載しています。



〔防災について〕
ハザードマップや津波避難タワーに
関することが確認できます。



〔子育て支援サービス〕
こども誰でも通園制度
について



総合子育て支援センター
にこなんについて



〔出産予定で申込された方〕
出産後の母子手帳の提出



〔子育て支援サービス〕
一時預かりについて



● の子育て情報サイト
香南キッズ

香南キッズでは、
・施設の外観や保育室を
見ることが可能
・公立施設のみYouTube動画
を掲載

